
Doshisha Education Research Center of Social Welfare 同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

ニュースレター No. 17

2013. 9. 17



同志社大学社会福祉教育・研究支援センター
〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室
Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028
E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp
URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>
編集・発行：埋 橋 孝 文

第3期（2013～2015年度） センター教育・研究プロジェクトの発足

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 埋 橋 孝 文

本年4月より当センターは第3期教育・研究プロジェクトを始めました。公募制による計5つのプロジェクトが、3年計画の下、それぞれの活動を開始しています。

振り返れば、第1期プロジェクト（2007～2009年）は文科省の大学院GP事業の一環でしたが、その成果は、埋橋孝文・センター共編『新しい福祉サービスの展開と人材育成』（法律文化社、2010年）として公開されました。第2期プロジェクト（2010～2012年）では、埋橋孝文・于洋・徐榮共編著『中国の弱者層と社会保障』（明石書店、2012年）、空閑浩人編著『ソーシャルワーカー論』（ミネルヴァ書房、2012年）という2つの著作やその他の共同論文、セミナーの開催として結実しました。

現在鋭意すすめられている第3期プロジェクトがどのような成果を生み出すのか、楽しみです。

ちなみに、今期のプロジェクトは次のように研究の方法論、メソッドを重視して取り上げていることが目を引きます、〈アクションリサーチ〉、〈多変量解析〉、〈エピソード記述〉、〈ソクラテスメソッド〉、〈シーケンス分析〉など。当センターは大学院教育・研究の「後方（側面）支援」を掲げています。その意味で、方法論をしっかり押さえるという今期プロジェクトの特徴は、まさしくセンターの理念に合致するものといえるでしょう。成り行きと成果に注目していきたいと思います。



田多英範先生・金成垣先生を囲んで（2013年8月1日）

特集1 講演会報告

1. 柴田悠（同志社大学政策学部准教授）「日本の社会保障制度を改善するために、研究者ができることは何か？」（6月5日）
2. 陸麗君（華東理工大学社会及び公共管理学院准教授、同志社大学社会学部客員研究員）「転換期中国における人口の都市への移動とその影響」（7月24日）
3. 金成垣（東京経済大学准教授）「東アジア福祉国家をどう捉えるか」（7月31日）
4. 田多英範（流通経済大学名誉教授）「現在の社会保障制度改革をどう捉えるか」（7月31日、8月1日）

特集2 第3期センター教育・研究プロジェクト（2013～2015年度）

特集3 海外フィールドワーク報告・博士学位を取得して

- 特集4
- 1) 「同志社大学社会福祉の思い出—韓国留学院生（OB、OG、現役院生）による手記—」（日本語版、ハングル版）発行にあたって
 - 2) Bazaar café～15th Anniversary～発行にあたって

特集5 書評

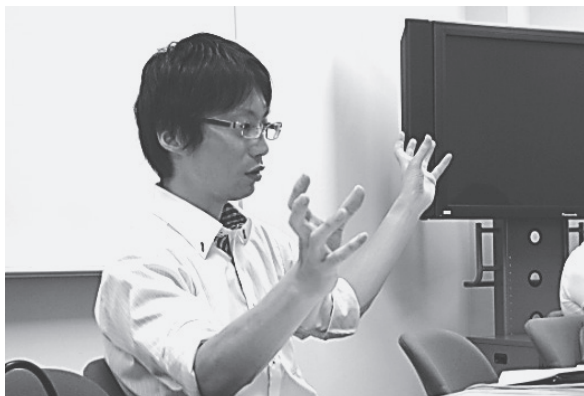
- 1) 所道彦著『福祉国家と家族政策—イギリスの子育て支援策の展開』（法律文化社、2012年9月）
- 2) 埋橋孝文編著『生活保護』（ミネルヴァ書房、2013年3月）
- 3) 岡本榮一監修 新崎国広、守本友美、神部智司編著『なぎさの福祉コミュニティを拓く—福祉施設の新たな挑戦』（大学教育出版、2013年5月）

特集1 講演会報告

1. 日本の社会保障制度を改善するために、 研究者ができることは何か？

講師：柴田悠（同志社大学政策学部任期付准教授）

呉 鴻鎮（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）



私は、今年度から同志社大学大学院の博士課程後期課程に在籍していて、「社会サービス」をこ

れからの研究の主なキーワードとして考えているものです。現在は供給体系や提供組織のことに興味を持っており、社会サービスの対象である高齢者や障害者、児童等に対してそれらがどのような影響を及ぼしているか、社会の中ではいかなる現状として現れているのかを明らかにすることが研究目標となります。

さて、去る6月5日に開催された同志社大学社会福祉教育・研究支援センター主催の院生向け小規模研究会に参加してきたものとして、簡単な感想を述べさせて頂きたいと思います。今回の小規模研究会は「日本の社会保障制度を改善するため

に、研究者ができることは何か？」というテーマで、10人あまりの院生を対象として行われました。

研究会は講師である柴田悠先生からの自己紹介を兼ねた研究分野の紹介と主な研究業績の説明から始まりました。先生が学生時代から抱えていた「より良い社会をつくりたい」という夢が、どのような悩みと契機を通して現在に至ったのかが明快に伝わりました。現在、先生が取り組んでいる社会保障分野の研究についてご自身の経験をもとに話されました。身近な関心ごとがどのように研究課題に発展したのかということで、院生としてとても参考になりました。

続いて、国際比較を通して日本の社会保障制度の位置づけを明らかにする一方、先進諸国の経験から社会支出がもたらす社会的な効果を分析する研究活動が紹介されました。中でも特に先生の確信が伝わったのは、子育て支援の必要性について語られたところでした。先生の研究によれば、保

育と児童手当への支出は女性労働力と出産率の上昇につながり、究極的には経済成長率の上昇と結びつく効果があるとのこと。実際、先生は研究のみにとどまらず、検証されたこの子育て支援の必要性を様々な方法を通して社会に発信されているようでした。

「社会支出は必然的に経済成長と繋がる」という命題を実証的に証明して、そのことを積極的に社会に発信する。そして、それを通して社会の改善を図るという社会福祉・政策分野の研究者に求められる古くて新しい使命を、改めて心に刻めることができました。研究会は、私をはじめとする参加者の皆さんにとって貴重な時間だったと思います。今回の院生向け小規模研究会をきっかけに今後とも色々ご指導頂きたく、お願いを申し上げます。また、貴重な場を設けて頂いた支援センターの皆様にも、心より感謝申し上げます。

2. 転換期中国における人口の都市への移動とその影響

講師：陸麗君（華東理工大学社会及び公共管理学院准教授、
同志社大学社会学部客員研究員）

史 邁（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程）

2013年7月24日、同志社大学新町キャンパス溪水館会議室にて、中国華東理工大学社会学部副教授の陸麗君先生に「転換期中国における都市への人口移動とその影響」をテーマに講演をしていただき、約12名の院生及び3名の先生方が参加した。

陸麗君先生は日本と中国の地域福祉をテーマに研究をされておられ、現在、同志社大学客員研究員として研究している。この一年間、陸先生は大学院の授業で、社会福祉学専攻の院生の皆さんに熱心に良いアドバイスをされている。

講演は中国の1980年代改革開放が打ち出された以降、中国の工業化と都市化の加速などの社会背景から入り、それに伴う人口変動とその影響を展開した。まず1949年以降の移動人口の概況について紹介した。歴史的には六つの時期が分けられるが、50年代から80年代までの過渡期、低迷期、変動期を経て、1990年代以降は移動人口が急速に増

加し、本格的な人口移動が始まった。特に農村部から都市部への「出稼ぎ型」、或いは「農民工」現象が出て来たことに伴い、現在の政策転換の必要性が浮かび上がってきた。

次に、講演は中国の戸籍制度を紹介した。中国が居住地域によって、人口を農業戸籍と非農業戸籍に分け、戸籍によって社会保障と展開する機会



と權益の保障が異なり、社会が二元構造化した。確かに「憲法」によると、国民が移動と居住の自由を有するとされているが、現有の戸籍制度下の「自由」は「制限された自由」である。だから、21世紀以降、特に移動人口の戸籍問題に着手し、戸籍制度の改革が全面的に始まった。

その後、講演は「都市への移住の現況と問題点」というトピックに移った。陸先生は、中国国家計画生育委員会が発表した「中国流動人口発展報告2012」のデータを参考にし、移動人口の都市への移住状況を整理した上で、社会学の視点から二つの問題—（移動人口に対する）社会保障に関する問題と、（移動人口の）都市社会への適応問題を考察した。特に印象深いのは、人口移動と社会ガバナンスの関連について論じた部分である。上述の諸社会問題に対し、従来のガバナンスは依然、

都市戸籍の人々を中心とした構図には変わらない。そこから生まれる「ねじれ」も大きな問題となっている。将来都市は移動人口をどう受け入れるか、その問題と裏腹に、移動人口が都市へどのように溶け込んでいくか、移動人口の組織化問題をどう解決すべきか、といった問題は、都市への人口移動が中国都市社会のガバナンスに突きつけた課題である。

今回の研究会は現在中国における人口移動の状況を見ながら、それが社会に与える影響と諸問題についても真剣に考察した。人口移動の問題のみならず、社会福祉問題に着目する時、動態的に考えることがたいへん重要だと思った。最後に、ご多忙な折、興味深い講義をしてくださった陸麗君先生に深く感謝したい。

3. 東アジア福祉国家をどう捉えるか

講師：金成垣（東京経済大学准教授）

白 承国（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

私は、福祉国家という単語になじみがなかった学部の時、初めて参加したある学会で出会ったキム・ソンウォン先生から、あらゆる機会を通して、今となってはすっかり慣れてしまった福祉国家に関する講演会で、感想文を書く機会を与えてくださって感謝しております。

今まで、何度も聞いてきた福祉国家という研究分野、特に後発福祉国家としての日本と韓国に関する講演や、本・論文などを通じて勉強してきたが、今回の講演会は韓国のみに焦点を合わせた福祉国家に対する内容で、斬新な内容が多くて、非常に興味深い講演会であった。

とりわけ、IMF 以後から始まった後発福祉国家である韓国が雇用保障と社会保障に全部対応できる体制を構築してきたが、結局は失敗してきた経緯を詳しいデータを通じて、分かりやすく、素直に理解できる楽しい講演会であった。

その詳しいデータの中で、特に驚くべきものは、OECD 諸国の中で、

1. 最高の自殺率

（とりわけ、高齢者の自殺率が高い）、



2. 最高の教育費、

3. 最低の出生率、

4. 最低の若年就業率、

5. 最低の家族関連給付

のデータであった。

これは、誰の責任と言うより、どんどん中産層がなくなり、富裕層と貧困層の二極化されている韓国の現状に合わせた政策を取り入れなかった結果であった。この事実が、上記のデータのように残酷な韓国の社会に変えてしまったということは、

認めたくなく、胸が痛くなる事実であった。

21世紀に入って、後発福祉国家という形態として、雇用と社会保障の2兎のウサギを両方捕らえるという政府の意図とは全く異なった方向で進行してきた韓国は、今年、新しい政権が誕生したばかりである。

その後発福祉国家を意識して、新政権の政策として雇用と社会保障の一時的な政策は、施行されている状況である。しかし、法律まで制度化されるまでは、まだ難航が予想されるとの締めくくりで講演会が終えられた。

韓国型の後発福祉国家の形態は、果たしてキム・ソンウォン先生が主張する21世紀型福祉国家の姿に変貌させることができるかが期待される。それ

で今後、韓国的な福祉国家の変化に注目する必要がある。

社会福祉を研究する方法として、MACRO的なアプローチによる福祉国家論の講演会を聞くたびに感じることは、果たして勝ち組と負け組がある競争社会での福祉国家を定義することができるかどうかという疑問である。供給者と労働者の間での単純雇用保障の確保だけで福祉国家の形態を成し遂げたとは見なすのではなく、さらに、社会福祉法に明示されている人間らしい人生の保障に対する現実的な社会保障の定義を普遍化させるための、絶え間ない論争の上に築かれる定義を再編成する必要があると思う。

4. 現在の社会保障制度改革をどう捉えるか

講師：田多英範（流通経済大学名誉教授）

趙 顯英（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程）

2013年7月31日から8月1日まで同志社大学新町キャンパス臨光館412室で、流通経済大学名誉教授である田多英範先生に「現在の社会保障制度改革をどう捉えるか」というテーマで講演して頂いた。その講演会には、11名の院生と他大学院生2名も参加した。

講演は2日にわたり「救貧制度と社会保障制度」「社会保障制度の創設」「社会保障制度の構造的改革」を主な柱とし、20世紀以前や20世紀、21世紀における社会保障が持つ意味に関する流れで進行された。

1日目、社会保障とは何かという根本的な質問



から始まった。社会保障への変遷からすると、一般的に社会保障の始まりはイギリスの救貧法から捉えられており、19世紀末から出てきた社会保険を経て、近代の社会保障まで展開されてきたという観点が普遍的であると思う。しかし、田多先生によれば、社会保障の概念は20世紀以降に登場した新たな概念で、救貧法と社会保険は生まれた背景や目的が違う制度であるため、それらは最初から社会保障という統一した一つ概念では言えないという。つまり、両制度はそれぞれの制度として存在しており、それらの間に関係性が現れた瞬間から社会保障が登場したという新たな観点である。

そこで、20世紀に入ると第1次世界大戦後に、資本主義によって既存の問題とは違う20世紀型の新たな問題が発生した。20世紀以前は貧困を社会の例外的問題として捉えて国家が救済する形であったことに対し、20世紀以後には貧困を労働者の失業から家族の貧困まで繋がる社会問題として捉えるようになった。それと共に、当時に社会主義の影響でソ連が生まれ(1917)、ドイツでは革命(1918、ワイマール)などの動きがあり、失業のない社会を作るために労働者の反資本主義的な活動が活発

化した。このような問題に対応するため、ドイツは公的扶助制度にて取り組み、イギリスでは失業保険にて、アメリカは大恐慌の後に社会保障法を制定して取り組んだ。このことから20世紀型貧困問題への対応として、国が社会を安定させるために社会保障制度の体系を設けたことが分かるだろう。

2日目には、主に21世紀型の社会問題について講演して頂いた。20世紀末から自由資本主義によって重化学工業が高度成長して社会は豊かになり、社会保障制度も拡充された。しかし、21世紀には少子高齢化問題や社会的排除問題、非正規雇用問題などのように貧困問題ではなく関係性の問題に変わってきた。このような新たな問題に対応する

ためには、新たな視点から社会保障を見直す必要があると思う。つまり、20世紀型問題への対応としてつくられた社会保障制度は、改めて直面した21世紀社会問題に対応するために、社会保障制度の構造改革という課題を迎えているだろう。

今回の講演会を通して、歴史、とりわけ歴史の流れを分らないと現代社会の問題を正しく認識することができないし、今後の方向について見通すことも難しいと思った。その意味で、今回の講義は社会保障に興味を持っている若手研究者が現在の社会保障の意味を振り返ることができた意味深い機会であった。

ご多忙中、貴重な講義をして下さった田多英範先生に深く感謝し、お礼を申し上げたい。

特集 2 第3期センター教育・研究プロジェクト (2013年4月～2016年3月)

1. 「被災地におけるアクションリサーチの展開」プロジェクト

趣旨

2011年3月11日東日本大震災による複合的な災害が広範囲に発生した。現在、震災から2年経過し、被災者の生活再建及びコミュニティ形成のための支援方法や、その研究についての関心が集まっている。このような状況で、研究者が被災地の実践に積極的に関与し、当事者と協働で地域の課題を解決し研究成果を出していく「アクションリサーチ」が有用な研究方法として挙げられている。これは、被災地の研究のみならず、社会福祉研究にも幅広く使われている方法論であり、研究者としてそれを習得することが求められる。

そこで、本プロジェクトでは、被災地におけるアクションリサーチの展開について理解し、その研究方法を体系的にまとめ、実用化を図ることを目的とする。

1. 実践を通じた研究であるアクションリサーチとは？（研究方法論に関する知識の体系化）
2. 被災者の生活再建過程に関する理解
 - 救出・避難期、避難所生活期、仮設住宅生活期（みなし仮設住宅を含む）、復興

住宅や自宅再建期、コミュニティ再興期など、生活再建の時期による被災者ニーズの変化を理解し、その支援方法を模索する。

3. 被災地におけるアクションリサーチの方法は？

- 被災者との関わり方、当事者との信頼関係づくりの方法について
- フィールドノートの書き方、研究調査の方法について
- 被災地での研修、被災地からの実践・研究結果の報告会（外部公開）

期待される成果と成果公表方法

1. 住民の主体性を尊重し、被災者の目線から支援方法を模索することができる。
2. 報告会を大学院生などに公開し、被災地におけるアクションリサーチの展開に関する理解を図る。（教育的な効果）
3. 被災地におけるアクションリサーチのマニュアルを作成し、アクションリサーチの実用化を図る。

リーダー

上野谷加代子（同志社大学社会学部教授）

メンバー（※はセンター嘱託研究員）

1. 所めぐみ（佛教大学准教授）※

2. 室田信一（首都大学東京准教授）※

3. 羅 珉京（同志社大学嘱託講師）※

4. 稲田耕太（堺市社会福祉協議会社会福祉士）※

5. 李 彦尚（同志社大学大学院博士後期課程）※

6. 南友二郎（同志社大学大学院博士前期課程）

7. 岡本晃典（同志社大学大学院博士前期課程）

8. 石真ジョウ（同志社大学大学院博士前期課程）

2. 「応用統計分析研究」プロジェクト

趣旨

近年、社会福祉学の分野でも多変量解析などの統計分析が多くみられるようになってきた。今後いわゆるエビデンスに基づく研究がますます必要となっていく状況下で、こうした統計手法の習得なしには、海外、国内を問わず、かなりの割合の論文そのものの理解が困難になっていくことも考えられる。

そこで、本研究プロジェクトでは、以下の3つの点に留意しながら、いわば「エンドユーザーとして基礎的統計手法をマスター」することを目的とする。

- 1) 多変量解析の基礎をテキストを用いながら学ぶ。
- 2) 各種検定や多変量解析を用いた研究論文をサーベイし、その傾向や問題点を探る。論文のローデータが利用できる場合にはそれを用いて追試（replicate）する。
- 3) 各メンバーが自分の研究テーマに関係するデータを、SPSS、SASなどの統計分析ソフトを用いて分析する。
- 4) 本プロジェクトとして競争的資金に応募し、それにもとづく独自調査を実施し、分析する。

期待される成果と成果公表方法

院生メンバーが統計手法に馴染み、各自の研究論文にそれらを用いることができるようになることが、この研究プロジェクトの成果であると考えられる。また、学術論文に用いられた実際の統計分析をサーベイし、それらを「分析」するような論文や特定のトピックスをめぐる調査報告などを共同で執筆する。競争的資金を獲得できた場合には、その成果を報告書にまとめる。

リーダー

埋橋孝文（同志社大学社会学部教授）

メンバー（※はセンター嘱託研究員）

1. 斉藤立滋（大阪産業大学経済学部准教授）※

2. 三島亜紀子（東大阪大学こども学部教授）※

3. 崔 銀珠（同志社大学社会学部嘱託講師）※

4. 郭 芳（博士後期課程院生）※

5. 朴ヘビン（学振特別研究員、博士後期課程院生）※

6. 李 宣英（学振特別研究員D1、博士後期課程院生）※

7. 田中弘美（博士後期課程院生）※

8. 任 貞美（博士後期課程院生）※

9. 宮田暢子（博士前期課程院生）

10. 史 邁（博士前期課程院生）



3. 社会福祉教育・研究における「エピソード記述」の展開プロジェクト

趣旨

近年質的研究への関心が高まり、社会福祉研究分野においても例外ではない。本プロジェクトでは、質的研究の一つの方法として発達心理学の領域で提示された「エピソード記述」の可能性を探る。

「エピソード記述」は、関与観察、あるいはインタビューや臨床面接をとおしてとらえられた事象に対して「生の実相のあるがままに迫る」ための方法である。そのために具体的に提起されているのが、関わり手に主観的に感じられたことを記述することに加えて、「その生の実相に関わり手である自分をも含めて客観的にみる」という手法である（鯨岡2005：22）。

本プロジェクトでは、「エピソード記述」を質的研究の方法としてだけでなく、実習やフィールドワークにおいて、観察者が捉えた現象を記述し考察するための一つのユニークなアプローチであると考え、社会福祉における教育方法や研究方法の開発・提案につなげていくことを目的とする。

プロジェクトの進め方としては、演習や実習等の教育に携わる者、質的研究に取り組む者、および社会福祉実践に従事する者等により、「エピソード記述」の方法論を共有したうえで、それぞれの実践やフィールドワークにおける試みを持ち寄り検討・検証していくことを予定している。

【上記引用文献：鯨岡峻「エピソード記述入門―実践と質的研究のために」2005】

期待される成果と成果公表方法

演習や実習等の「教育」に関しては、出来事を観察したり、体験を記録したり、体験の意味を考察したりするための具体的な手法を提示することができると考えている。成果の公表は、個人および共同での研究発表や研究論文によって行う。

「研究」に関しては、大学院生が調査や分析をしていく際の、とりわけ初期の研究プロセスにおいて「エピソード記述」を用いることによって、より適切なテーマ設定につながると考えられる。院生自身が「エピソード記述」を使えるようになること、および質的研究の視点を習得することが成果である。

また、以上の成果を実践現場において実践の共有化や研修等につなげていくことをめざす。

リーダー

森口弘美（同志社大学社会学部社会福祉学科助教）

メンバー（※はセンター嘱託研究員）

1. 木原活信（同志社大学社会学部社会福祉学科教授）
2. 市瀬晶子（関西学院大学人間福祉学部助教）※
3. 梅谷聡子（児童養護施設京都大和の家児童指導員）※
4. 上島 唯（同志社大学社会学部社会福祉学科実習助手）※
5. 藤本芳明（京都医療福祉専門学校精神保健福祉科通信課程）※

4. 「実践家に何を問うか―対話をベースにした現任訓練プログラムの構築と実施―」プロジェクト

趣旨

本センターで実施している社会福祉現場で働く卒業生への研修（現任訓練）について、研修効果の評価と、採用している方法のブラッシュアップを目指すものである。対話をベースにしたさまざまな研修方法（ケースメソッド、ワールドカフェ、べてるの家の当事者研究等）などの方法を点検するとともに、実践家養成と支援のためには、研修

において何を問いかけるのかについて検証することとする。

特に、以下の点に留意しながら、実践家や社会福祉を学ぶ学生に何を問うかを再考することで、実践家や学生が自らの実践（実習体験）を語ることを支援する方法を追究する。

- 1）定例カンファレンスを実施する。
- 2）対話をベースにした討論型授業方法の基礎

となるソクラテスメソッドに焦点を当て、「問いかける」という行為と意義について再考する。(臨床心理学、哲学、法学などの隣接分野から講師を招いて研究会を開催する)

- 3) 研修プログラムの検証については、ウヴェ・フリック、松澤和正らのシーケンス分析を採用し、「連続する臨床現象」として対話のプロセスを取り上げ、質的に検証することとする。

期待される成果と成果公表方法

社会福祉専門職養成に関わる教育手法の習得が可能となる。

質的研究方法(シーケンス分析)の習得が可

能となる。

研究成果については、学会発表、論文発表等を行う。

リーダー

空閑浩人(同志社大学社会学部教授)

メンバー(※はセンター嘱託研究員)

1. 野村裕美(同志社大学社会学部准教授)
2. 樽井康彦(龍谷大学社会学部講師)*
3. 田中希世子(神戸親和女子大学講師)*
4. 久門 誠(京都市身体障害者父母の会連合会 同志社大学嘱託講師)*
5. 原田 徹(ライフサポート協会 同志社大学嘱託講師)*

5. 「地域包括支援センターを中心に展開する高齢者ケア」プロジェクト

趣旨

地域包括支援センターは2006年の介護保険制度の見直しで発足したが、高齢化がなお進行する地域の高齢者のケアを担う重要な拠点として活躍が期待されている。地域包括支援センターは、都道府県ごと、さらに各市町村ごとに様々な形態・内容で取り組まれているが、京都市の地域包括支援センターの高齢者ケアにおける活動とその推移を山科区を中心に学ぶ。京都市では高齢者が直面する様々なリスクに対して、介護予防、虐待防止、孤立死の防止などの施策に市民の参加を促し、その力やネットワークを活かすことを目標とし具体化しようとしている。児童・民生委員に加えて、京都市では従来から「老人福祉員」が、さらに近年「1人暮らし高齢者見守りサポーター」も市民からの応募で任命されている。研究は、そのような市民の力を地域包括支援センターを媒介として活用する試みの展開を調べ、参加する市民の意識の変化と、地域包括支援センターのスタッフの意識と専門職としての職業意識や役割の変化を追う。

3年間で次の調査を計画している。

- 1) 児童・民生委員、「老人福祉員」のフォーカスグループ調査。
- 2) 「1人暮らし高齢者見守りサポーター」のフォーカスグループ調査。

- 3) 児童・民生委員、「老人福祉員」、1人暮らし高齢者見守りサポーター」の調査票を用いた意識調査。

- 4) 地域包括支援センタースタッフの意識調査

期待される成果と成果公表方法

この調査グループはこれまでも、地域包括支援センターの法定の3専門職である主任ケアマネ、社会福祉士、看護職のそれぞれの調査を進めてきており、この数年間の各専門職ごとの困難や方向性、各専門職からみた制度やその地域の問題点、それらの時間的経過による変化などを洗い出してきた。この第3期の研究はこれまでの成果に基づき、市民の参加による高齢者ケアの現状と問題点を見出し、学会及び論文での発表を行う。

リーダー

山田裕子(同志社大学社会学部教授)

メンバー(※はセンター嘱託研究員)

1. 杉原百合子(京都府立医科大学医学部講師)*
2. 斉藤千鶴(関西福祉科学大学保健医療学部リハビリテーション学科教授)*
3. 田中八州夫(同志社大学大学院博士後期課程院生、大津市健康保険部介護保険課)*

特集 3 海外フィールドワーク報告

イタリア・フィレンツェにおけるフィールドワークを通して

南 友二郎（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程）



同志社大学社会福祉教育・研究支援センターより助成を頂き、2013年2月26日から3月10日までの間、イタリア国トスカーナ州フィレンツェ県にフィールドワークに赴いた。

筆者の関心は「社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）における協同組合的实践の有用性」にあるが、今回イタリアをフィールドに選んだ理由は障害者、各種依存症の方々、家庭環境に恵まれない若者などをはじめとした社会的弱者の労働市場への包摂を主な目的とした「B型社会的協同組合（以下、社会的協同組合）」を規定する法律が世界で初めて法制化されたのがイタリアだからであり、法制化から20年経過した今の状況を知るためである。

日本でも公開された映画「Si puo' fare（邦題：人生、ここにあり!）」は社会的協同組合を規定したイタリア国381号法の端緒を紐解くものであるが、イタリアで法制化された後ヨーロッパ全土にその動きは広がり、ソーシャル・ファームなど様々な形態を生み出しながらソーシャル・エンタープライズという大きな枠へと拡大の途を辿り、今やその社会運動ともいえるべき流れは世界的なものとなっている。

今回、訪問した4つの社会的協同組合（もう1

組合はカトリック教会の神父が昔の修道院を改築し運営していたが経済危機により間もなく閉じるとのこと）を訪問した。それぞれの運営者に対するインタビューを各1時間ほど行い、フィレンツェ市サンタ・マリア・ノヴェッラ駅から鈍行で一時間のヴィッキオ（ルネサンス期の画家ジョットの生誕地）という町にある Archimede では精神障害を抱える方が働くラボも見学させていただいた。

今回の調査から浮かびあがってきたことの中で「イタリアらしさ」といえるものは、意識としての「行政への過度な依存の排除」すなわち「民間企業との協働」である。折りしも2月24、25日と総選挙が行われたが、3政党が票を奪い合い結果として安定政権への道のりが遠ざかった。インタビューのなかでも「公的資源の枯渇」はどの運営者の口からも聞かれた。しかし、事業の「継続性」は社会的協同組合にとっても命題であり、市場における競争力やクオリティの維持など含めた事業の「革新性」をどの社会的協同組合も追求することで難局を乗り越えようとしていた。

とはいえ、社会保障費含めた一人あたりにかかる運営費は、通常10だとすれば3くらいと言質もあり、行政の責任としての「補完性」をどこに求めるかは今後の研究課題の一つであり、また同時に社会的協同組合に参加する社会的弱者の「参加」に関する意識の変容に関する調査も必要となろう。

今回のようなフィレンツェ滞在は筆者にとって実に19年ぶりであり、街の変化とともに自身の変化についても熟考し、今後の研究について具体的に考えるいい機会となった。そうした機会を与えてくださった同志社大学社会福祉教育・研究支援センターに感謝の意を表し、本稿のまとめとした。

博士論文の執筆を終えて

口村 淳（社会福祉法人恩賜財団済生会 特別養護老人ホーム淡海荘）

2013年3月21日の学位授与式にて、博士号の学位を取得することができました。現場（特別養護老人ホーム）に身を置く私が、博士論文を完成することができたのも、小山先生の温かいご配慮の賜物と深く感謝しております。同志社大学の門をくぐり、良き師匠に巡り合えたことを本当に嬉しく思います。

しばしば、「現場で働きながら博士論文を執筆することは難しいのではないかと」質問されることがあります。確かに、土日は社会学部の図書室が使えないことや、仕事と重なり各種のセミナーに参加できないことなど、ハンディがあったことは事実です。それに対し、私のとった戦略は、自分の「強み」を活かすことでした。

たとえば、調査データに既存情報を使用したことがあげられます。これは Clinical Data Mining (CDM) といわれる手法で、実践者が所属する機関や施設にある過去の諸記録を掘り起し、それを整理・分類していくことで、結論を導き出す方法です。CDM は、特定の機関におけるデータを使用するため、調査結果の一般化には弱いものの、仮説を生成するには役立ちました。CDM だけで博士論文を作成することは難しいかもしれませんが、CDM に助けられたことは事実です。博士論文では、5本の調査を行いました、そのうち3本に CDM を適用しました。

また、博士論文を提出するまでに、査読付きの論文を発表していることが条件になります。私の場合、実践者でもあるため、査読付きの「実践報告」というカテゴリに投稿することが可能でした。

「論文」や「研究ノート」だけではなく、投稿できる範囲が広いことは、採択率を高める上では有利だと思います。「実践報告」には賛否ありますが、査読付きであることは事実です。この件について、上野谷先生から「それはフィールドを持っている人の特権である」とアドバイスをいただいたことがあり、我が意を得たりと思い、このカテゴリを積極的に活用するようにしました。

同じように、学会発表についても博士論文の提

出までに行う必要があります。私は、職場の代表として発表できる機会をつくるように努めました。博士課程在学中に11本の学会発表を行いました、そのうち5本が、職場の代表として発表したものです。職場にとって実践内容を PR できることにもつながるし、私自身にとっても実績を積む良い機会となりました。仕事を欠勤することなく発表の機会を得られたのは、働きながら研究をする上では大切な視点です。今振り返ると、自分の置かれた環境を「チャンス」ととらえられたことが、博士論文の完成につながったように思います。

最後に、学位授与が決定してから、これまでお世話になった先生方に、報告とお礼を兼ねて、挨拶に回りました。私の修士課程時代の指導教授(主査)は、すでに大学を退職されています。先日ご自宅を訪問した際、奥様がそっと私に「あなたが来る前日から、主人はとても喜んでね」とささやいてくださいました。あまり感情を表に出さない先生だっただけに、思わず胸が熱くなりました。博士論文を書き終えた喜びを、恩師と分かち合えることは、本当に爽やかな体験です。厳しい言葉をいただいたことや、時には、難題を投げかけられたことも、この瞬間に報われた気がしました。こうした素晴らしい経験ができたのも、博士論文という長大なミッションに挑戦できたからだと思います。小山先生をはじめ、ここまで育ててくださった恩師に報いる意味でも、今後の研究活動に精進する覚悟です。



博士学位を取得して—ご指導に感謝して—

窄山 太（関西大学人間健康学部助教）

この度、3月21日付で大学より博士の学位をいただきました。

改めまして主査の小山隆先生、副査の黒木保博先生、京都府立大学の中村佐織先生に感謝を申し上げます。先生方にはお忙しいところ、論文を査読いただき、貴重なご指導をいただきました。また、先輩の口村さんに感謝申し上げます。口村さんの研究を拝見するなかで、自分の足りない部分を知り努力することができました。そして、日々の研究活動を支えてくださった院生会みなさまに感謝申し上げます。

大学院で学ぶ機会を与えていただきましたときより心に留めておりました3点について述べたいと思います。

1つ目は、やり遂げるという意味、覚悟をもって臨むということです。この度の機会は小山先生や専攻の先生方、職場の先生方をはじめ多くの方々のご理解とご支援があつてはじめて得ることができたと思っております。先生方のご指導に少しでも応えることができるよう、今の自分にできることを最後までやり抜こうと思っております。

2つ目は、「やらない」ことを「できない」として自分に言い訳をしないことです。忙しさや時間の無さを言い訳にするのではなく、与えていただいた時間の中で精一杯のことをしようと思っております。取り組みの中では新しい問題に直面するだろうと思っております。また年齢のことを考えますと間違いなく20歳代の頃よりも時間がかかるだろうと思っております。ですので、可能な限り時間を調整して論文作成の時間を確保するよう努めました。

そして3つ目は、あきらめないことです。論文の提出に至るまでには達成しなければならない課題があります。先輩方も書いておられますように

査読論文は大きなハードルだと感じました。そして、たて思ふような結果が得られなくても、そこであきらめることなく辛抱強く粘り続け、その時々でできることを一つずつしていこうと思っております。

今、ふりかえりますと、結果が得られないことに焦りを感じたり、また、心身ともに無理がきかなくなってきていることも少なからず実感しました。そうした中でも、くじけることなくここまでたどり着くことができたのは、やはり先生方のご指導ならびにご支援があつてのことだと思っております。その点では本当に恵まれていたと思っております。

私自身、研究、教育、実践のいずれもがまだまだ道半ばだと思っております。ソーシャルワークを専攻し、またソーシャルワーカーという専門職を志した者として、これからもソーシャルワークの発展のために、自分のできるところで日々精進していきたいと思っております。今後ともご指導のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。



特集 4

1) 「同志社大学社会福祉の思い出」 発刊にあたって

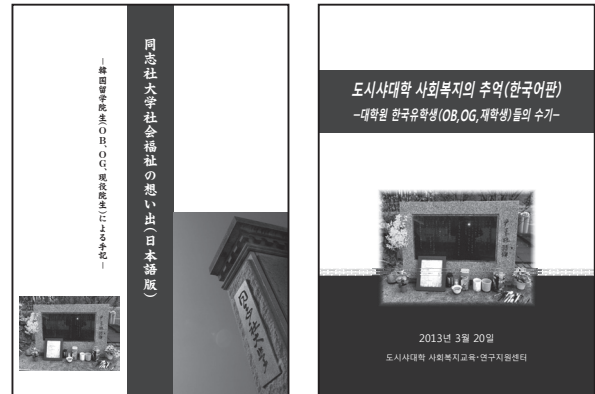
尹 靖水（梅花女子大学教授）

4年ほど前、調査研究のため台湾を訪ねた際に同志社で学んだ台湾留学生の歩みをまとめた単行本を拝見したことがありましたので、是非とも韓国の留学生の痕跡もどのような形であれ何処かでまとめる必要があると自分に言い聞かせたことがありました。そこで今年、埋橋孝文先生の提案で「韓国留学生の思い出を語る」小冊子の出版計画があると聞いた瞬間、「そうだ忘れていたな～」という気持ちとともに、遅くなりましたが「良かった」という両方の感情が脳裏をよぎったことを覚えています。大部分の卒業生や在學生も同じ気持ちであったのではないのでしょうか。

同志社の社会福祉留学生の第1号は故金徳俊先生でした。彼は、1938年に植民地朝鮮から日本に渡り、文学部神学科社会事業専攻の予科に所属しながら福祉を学んでいました。それから75年が過ぎています。これは韓国初のキリスト教社会事業学科が梨花女子大学に設けられる10年前の出来ことでもあります。その後、終戦の混乱期とともに途切れていた留学生は1965年の日韓国交樹立後の1970年からその命脈を繋ぎ、今に至ることになります。その後、彼は1950年中央神学校（現江南大学）に社会事業学科を開設することで、同志社との縁を後輩に託すことになります。

こうした深い思いとともに蒔かれた福祉の種は、50余名の同志社の福祉人として育成され、日韓の福祉の架橋役を担っています。その多くは、韓国の教育現場や研究機関などの学術分野で活躍する他、行政家や福祉現場などの実践分野で指導者としての役割をはたしている一方、日本でも教育現場や福祉現場に勤めながら日韓の比較研究および福祉現場の交流にも役割を全うしています。こうした同志社を軸に繋がる卒業生は一層その絆を強めることになると思います。

その意味で本小冊子の発行は一つの転換点を示



唆していると思っています。近年は留学生の全盛期とも言える70年代入学の先輩たちが現役から引退するなどの重要なタイミングでもあるからです。そこでこのような同志社を軸とする繋がりを確認し、それぞれ一人ひとりの生き方の痕跡を文章を通して残せる作業が出来たことは感慨無量であり、感謝の他言いようがありません。

今回の小冊子は75年の歳月が経つ間、形として現れた初の結果物であることから今までの自分の怠慢を反省するきっかけにもなりました。なお、本冊子の構成として故人である方や年配で療養中の方、そして参加できなかった方々の近況を知らせる紙面の割愛があっても良かったのではと考えました。さらに、今後の課題としてお願いしたいのは、この機を活かして韓国留学生だけではなく、同志社で社会福祉を学んだ世界各国からの卒業生との交流の場を設けることを提案したいと思っています。つまり同志社の福祉留学生の国際組織化によって幅広い多様な交流が出来るのではないかと期待しています。

最後に韓国の近代史の一角でクリスチャンとしての使命感を背負い、多くの試練を克服しながら「在内地朝鮮学生」として福祉の種を蒔き、日韓社会福祉交流の土台を築いてくださった故金徳俊先生に再び感謝の意を伝えたいと思います。

2) Bazaar café～15th Anniversary～発行にあたって

引土絵未（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部研究生）

Bazaar café（バザールカフェ）は多様という言葉では表現しきれない程の顔を持っている。

バザールカフェについて敢えて説明すると、日本キリスト教団京都教区のプロジェクトとして展開されるコミュニティカフェであるが、民家協の木道を抜けると広がるウッドデッキと緑豊かな庭をたずさえるおしゃれな多国籍料理カフェであり、滞日外国人や薬物依存症や精神疾患・身体疾患を抱えている人など一般就労が困難な人たちへの雇用提供の場であり、同志社大学の「社会問題実習」の実習先であり、学生の社会参加の場であり、情報発信の場であり、音楽や写真など表現の場である。しかし、これらの言葉で言い表せない多くの意味を持っている場である。

今回、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターの協力によりバザールカフェの広報冊子が初めて発行された。この冊子化は、これまでバザールカフェにかかわる人たちが肌で感じ取ってきたその意味が改めて言語化されたという点で非常に意義深いものであると考える。ここで、冊子の中で語られたその意味について少しご紹介したい。

バザールカフェは「〇〇支援といった専門性はない」場所であり、様々な生きづらさを抱えた人が「共生・共創・協育」する。そこで大切にされるのは、専門性という枠組みではなく「あなたを受け入れますよという、にじみ出る場の空気（雰囲気）」である。

このような場の空気を支えるのは、多様なバックグラウンドを持つスタッフやボランティアであり、その多くが同志社大学の学生やOB・OGであるが、みな「うっかり深く関わってしまった」人が人の連鎖を創りだす。人の連鎖の背景には、自分自身の「居場所」になっているということが大きい。ある者はそれを「青春のたまり場」と言い、ある者は「私が私でいられる椅子は常に用意されている」と表現する。

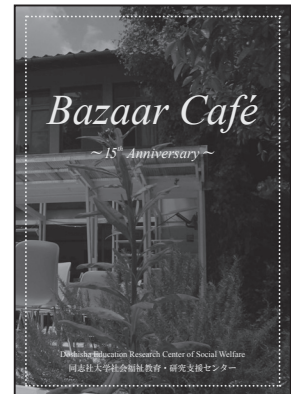
「夢が人から人へ伝わったときに奇跡が起こり」、バザールカフェは活動が続けてきた。しかし「奇跡」と脆さは隣り合わせである。専門性の枠組み

がないということは社会福祉制度内の財政基盤もなく、専門職志向の学生にとっては存在意義を見出すことが難しい。常に資金不足と人材不足という課題に直面しながら、「つぶれそうでつぶれない奇跡の共同体」は在り続けている。

では、筆者にとってのバザールカフェはどのような意味をもっていたのか、改めて振り返ると、それは「自己実践の場」であった。依存症の父親を大学生時代に亡くした筆者は、自責感から逃れるように専門職へと就き、そこで「強い援助者像」に駆り立てられた。いろんな縁でアメリカの治療共同体における「当事者が媒介者になる」実践と出会い、現在ではその研究・実践に携わっているが、バザールカフェでの日々はその礎とも言える。

バザールカフェとの出会いは、多くのボランティアと同様に人とのつながりの中から偶然もたらされた。バザールカフェで、薬物依存症者を対象としたプロジェクトの企画があげられた際に、同志社大学の大学院生として入学したばかりの筆者に渡りに船とばかりに声がかかり、いつの間にかスーパーバイザーという名目で、ダルク（薬物依存症当事者の運営する民間リハビリ施設）のメンバーや学生ボランティアや実習生と一緒に、人材不足・資金不足・経験不足のないものづくりのカフェプロジェクトを切り盛りすることとなった。

カフェプロジェクトの理念は「薬物依存症当事者と学生の協働」であり、「被援助者」が存在しない場であった。それは、学生と当事者の中から創り上げられた理念であったが、カフェ運営という日常に忙殺される中での拠り所でもあり、学生ボランティアや実習生の存在意義について迷わせる部分でもあった。そして、筆者にとってこのようなバザールカフェでの取り組みは、自身がとら



われてきた「強い援助者」から「当事者が媒介者」になるという理念であり理想の実現を問う場となった。

カフェプロジェクトは人材不足・資金不足の壁を乗り越えることができず筆者の大学院修了と同時に幕を閉じることとなってしまったが、関わった者に多くの経験をもたらした。ある依存症当事者は「カフェに繋がりに残りの人生を世の中のために働こうという気持ちになれた」と、ダルクスタッフとなり新しい仲間自分の得た経験を分かち合いたいとバザールに関わり続けている。また依存

症領域に関心をもち現在も依存症施設で働いている元学生ボランティアや、一度断念した福祉職への道を再挑戦している元実習生もいる。筆者は、現在いくつかのダルクにおいて「当事者が媒介者となる」治療共同体プログラム導入について実践・研究を行っているが、その根幹には、バザールカフェを通して得た「当事者が媒介者になることができる」との確信がある。

バザールカフェには、あなたにとっての〈何か〉がある。その〈何か〉を感じ取りに、ぜひ足を運んでもらいたい。

特集 5 書 評

1) 所道彦

『福祉国家と家族政策—イギリスの子育て支援策の展開』

(法律文化社、2012年10月)

田中弘美 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

本書は、著者の20年におよぶイギリス家族政策研究の成果が整理され、まとめられた論集である。副題にあるとおり、「イギリスの子育て支援策の展開」について主に1990年代以降に焦点をおいて分析している。

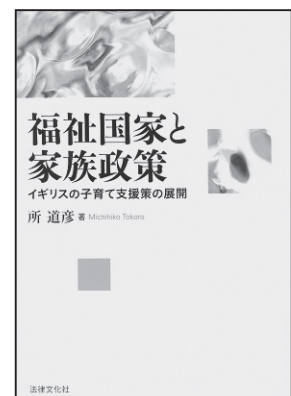
本書は7つの章で構成されており、全体の特徴として個別の施策を議論するだけでなく、家族に関わる一連の施策群を包括的に取り上げ、さらに社会文化的背景から政策変遷の流れ、実証研究、イギリス本国における最新の研究動向までもとらえた、重層的な考察をおこなっていることがあげられる。また、各章におけるテーマごとに多くの議論や論点が提示されており、イギリスの家族政策が決してクリアカットなものではないことを教えてくれる。

ごく簡単にではあるが、各章の内容を紹介したい。まず、本書を貫くテーマである家族や家族政策についての概念的な整理がおこなわれ(1章)、次にイギリスを取り上げる意義が主に貧困研究の伝統と現状をとおして述べられる(2章)。さらに、イギリス家族政策を理解するための社会文化的背

景が主に「社会的排除」「子どもの貧困」の議論から概説されたうえで(3章)、1990年代から2000年代までのイギリス家族政策の展開(保守党政権から労働党政権へ)が詳述される(4章、5章)。続いて、国際比較の実証

研究をとおして、イギリス家族政策の特徴が相対化され(6章)、最後に、主に日本の民主党政権時の子ども手当をめぐる議論を検討しながら、イギリスの経験から得られる日本の課題は「格差の問題についての認識を改め、社会構造的な問題として貧困や格差を捉えることができるかどうか」(152頁)にあり、今後の家族政策では「雇用・教育・福祉の連携が必要」(153頁)であると結ばれる(7章)。

本書の魅力の一つは、イギリスを単なるお手本として扱うのではなく、イギリスの事例における



成功と失敗の両面を批判的に分析するという姿勢にあるといえる。外国研究においては、一国の良い制度・施策だけを切り取って論じられることがよくあるが、どのような社会にも政策の背景には矛盾や両義性が存在しうるのであり、それらに対して自覚的であることが重要である。

この魅力が顕著にみられるのが、5章「労働党政権の家族政策」で検討される、福祉国家からワークフェア国家への転換過程であろう。ここでは、ギデنز（Giddens, A.）による「第三の道」論の理論的検討と個々の子育て支援制度の考察から、労働党の10年間にわたる家族政策の成果は子どもの貧困問題への取り組みに対して党派を越えた合意が形成され、実際に一定の成功を収めたことであると示される。しかしその一方で、貧困の解決策として「就労」に相当な比重をおくことによって「雇用」と「社会保障」との接点、また「雇用」と「家族」との接点において多くの摩擦を生み出したことも同時に明らかにされる。この点は、同じく就労と福祉の距離が接近しつつある日本の現状にとっても非常に参考になる。以上は、本書が提供する多くの知見のうちのわずかな一部分であるので、全体についてはぜひ本書を手にとって、読者それぞれでご確認いただけることを願う。

最後に、評者の関心に照らして2点を取り上げコメントを付したい。1点目は、家族政策と福祉国家の関係の検討において、有償労働に偏りがみられる点である。家族内でおこなわれる家事や育児などの無償労働に関しては、本書全体を通して若干の論点の提示にとどまっている（106－107頁）。例えば、ワークフェア国家への転換で有償労働の社会的価値がより高められていく一方、無償労働の価値や分配、支援のあり方がイギリスではどのように議論されてきたのかといった点は、十分に論じられていないように思われる。貧困解決策としての家族政策というのが本書の主な視点ではあるが、著者は武川やルイス（Lewis, J.）を引用し、生産・再生産労働の両方を視野に入れた福祉国家とジェンダーの関係についても触れているので（20頁、133頁）、なおさら少し残念に感じた。それに付随して、著者は近年のイギリスでは「男性稼ぎ手モデル」が崩壊し、誰もが就労することを第一義とする「アダルト・ワーカー・モデルの家族（Adult worker model family）」が代わって登

場したと述べる（134頁）。しかしその内実は、家族の形態にかかわらず経済的な自立を重視することであり、「その先にあるのは、『夫婦がともに働くモデル』ではなく、『世帯内で誰かが働いているモデル』である」（114頁）と説明している。これに対する著者の評価は明示されていないが、ターム提唱者として著者も引用するルイス（Lewis, J.）は、「アダルト・ワーカー・モデル」と現実との乖離に明確な批判を示している。具体的には、男女をともに「労働者」とみなしてそれを前提とした福祉制度の再編がおこなわれる一方で、現実には多くの女性がパートタイムで働き、いまだに大部分を女性が担っている無償労働が等閑視されている点への注意喚起であり、すなわち、「アダルト（成人）」というジェンダーニュートラルな表現は、政府のジェンダーに対する曖昧な態度への痛烈な皮肉的批判なのである（なんてイギリス人らしい！）。些細ではあるが、少なくとも当該箇所の著者の記述からはこの点が読み取りにくかったため、ターム提唱者の当初の意図として強調しておきたいと思う（cf. Lewis 2001 ; Daly 2011）。

2点目は、本書では家族政策が関わる範囲について、つまり家族を社会的制度の一単位としてとらえるのか、あるいは家族内の個人のウェルビーイングをも射程に入れるのが曖昧なように感じた。例えば、著者は「家族政策は家族全体に焦点を当てるものであり、家族内外の「男性」「女性」との関係や位置に焦点を当てる視点とは微妙に異なる」（24頁）と断りつつも、とくに本書の後半へ進むにしたがって、家族内の子どものウェルビーイングを考慮することには一定の重要性を見出しているように思う。著者自身も認識しているように、この問題は非常に難しく、また「研究者の視点も時代とともに変化していく」ものだと思うが、この点について補足的な議論の紹介や説明があれば、少なくとも評者の理解を助けてくれたことであろう。評者自身は、少子化のみならず家族の多様化、晩婚化・非婚化の進行、児童虐待やDVの顕在化がみられる昨今の日本に目を向けると、家族を「ブラックボックス」にしたまま、その中身やあり方を問い直さずして「家族」を支援することの限界が表れているのではないかと感じている。ギデنز（Giddens, A.）のいう「民主的な家族」がいかにして実現されるのか、家族の質

的な側面の充実にむけて家族政策はどのような、またどの程度、貢献をなしうるのか、今後の家族政策研究に課された命題のように思われる。

拙いコメントを長々と付したが、いずれにせよ本書は、イギリス家族政策の重層的な分析をとおりして日本の現在、未来に貴重な知見を与えるものであり、現地で7年を過ごし、まさにイギリスを知り尽くした著者の真骨頂が示された1冊であることは論を俟たない。評者も家族政策研究に携わる者として、遠くにある著者の背中をひとつの道しるべにしながら、残された課題に取り組んでいきたいと思う。

2) 埋橋孝文編著

『生活保護』

(ミネルヴァ書房、2013年3月)

大友信勝 (中部学院大学教授)

1. 本書の目的と特徴

本書は、埋橋孝文編著で、執筆者21人による「生活保護」への学問的展開を試みた著作である。時節柄、発刊が2013年3月ということもあり、「生活保護バッシング」にどう立ち向かい、反応しているのかが気になった。「あとがき」を読むと論稿の大部分が2012年前半期に脱稿し、提出されたとある。論稿の幾つかは「生活保護バッシング」や「生活保護改革動向」を十分意識し、あるものは当初の予定通り脱稿したものであろうと思われる。編者は、「研究者のできることは、科学的で正確なデータを提供し、生活保護制度(改革)を社会保障制度の中に位置づけて議論を組み立て、また、過去の歴史を踏まえつつ将来への展望を示すことだ」と述べている。本書のねらいは、あくまで「2013年以降の生活保護をめぐる議論に資すること」におかれている。

本書は、何を目的にしているか。改めて全文を一読してみた。読後感は、編集がていねいでありやすいということである。論旨の枠組み、構成は次のようになっている。第1に「総論」が「本書の狙い」と「生活保護」を社会保障制度中でどう位置づけ、とらえるべきかを論じている。第2

〈参考文献〉

Daly, M. 2011, “What Adult Worker Model? A Critical Look at Recent Social Policy Reform in Europe from a Gender and Family Perspective”, *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society*, vol.18, no.1, pp.1-23.

Lewis, J. 2001, “The Decline of the Male Breadwinner Model: Implications for Work and Care”, *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society*, vol.8, no.2, pp.152-169.

に、本書は、3部構成をとっている。第1部が「生活保護に分析のメスを入れる」、第2部「生活保護の受給者と行政の取り組みから考える」、第3部「諸外国の経験を視野に入れる」となっている。

第1部は、生活保護の分析を学際的に行っており、経済学、法学、社会学、社会福祉学から取り上げている。第2部は、生活保護行政の現状と課題を2つの切り口から分析している。1つは、世帯類型や扶助の種類別から、今1つは、地域での先進的事例を通じた分析である。第3部は、海外における生活保護をめぐる動向から、それぞれの国にみる公的扶助制度の課題と展望、あるいは日本への示唆が取り上げられている。第3に、編集上の工夫や特徴として、各部や各章について、それぞれ扉の部分があり、狙いや論点が示され、要約の役割を果たしている。また、巻末に各章の「文献案内」があり、注や参考文献以外に、各章の基本文献を取り上げている。



本書は、当面している生活保護をめぐる議論と改革に向けて、危機感と問題意識を持って、きちんとしたデータと論点を打ち出している。このような文献が「社会福祉士養成教育」や社会福祉教育の教材になったら意味があるものと思われる。

2. 本書の内容と評価

さて、本書の内容から重要だと思われることや印象に残ったことを幾つか述べてみたい。

「総論」では、第1に、「社会保障制度の中の生活保護：位置づけと機能」を国際比較を通して明らかにしている。「日本の公的扶助制度は、最低賃金や老齢最低所得保障（年金）に比べて相対的に高い給付額を提供し、また、生活扶助以外に多くの個別給付を備えた包括的、体系的な制度となっている、ただし、公的扶助以外の社会手当が未整備で、しかもこの社会手当の給付水準は低い」と指摘している。この指摘をうけ、現行の生活保護制度改革の動向をみるとどうであろうか。すでに生活保護基準の切り下げを決定している。それでは、他の社会手当の創設や整備を図り、バランスをとるのか。この点を見ると「生活困窮者の生活支援のあり方」（社会保障審議会特別部会報告書）をみても「一時生活支援」（住民税非課税程度で期間は3ヵ月）、「居住確保給付金」（収入、預貯金、就労活動要件が伴い、支給期間は原則6ヵ月）の水準が余りにも「ささやか」で「一時的」、「緊急的」なものを超える一般施策になっていない。これで「改革」といえるのかが論点となる。第2に、生活保護制度の見直しは、不正受給対策、資産調査の強化、扶養義務の強調という「引き締め」政策になっている。生存権の後退がワーキングプアを事実上、排除する方向に動き、捕捉率や貧困率の指標設定がどこにもでてこない。このような政策動向に対して「重層的なセーフティネットの構築」、「中間的就労」等の論点を具体的に実現するための方策にどう迫るかが課題となっている。

以上のように、総論は、生活保護制度改革に向けた論点の提起をしている。これを受けてどう考え、実践するのか。この点は読者に投げかけられている。

本書は、執筆者が多いが研究方法や内容面でど

うであろうか。各論稿を読むと編集目的に沿って、発刊の意図にこたえ、積極的に論点を提示し、自らの立場と見解を述べている。ただし、研究方法は個性的である。制度論から方法論まで入りまじっている。一つ一つが政策動向と切り結んだもの、学術的論稿、実践や今日的動向の体系化を試みたもの等、多様である。どこに焦点をあてて読むかによって評価がわかれるかもしれない。

今日的な「生活保護バッシング」をいかにのりこえていくか。時節柄、どうしても視点がその方向に流れてしまう。今日的な生活保護引き締め政策を意識した論稿に「生活保護への四つの批判—研究からの反論」があり、データに基づく「批判を越えて」が説得力があり、興味深い。また、「生活保護バッシング」や保護引き締めの特徴は、国際比較をすると「日本の特質」が浮かび上がってくる。フランスは、カテゴリー別最低限所得保障（社会的ミニマム）の受給率の高さとその理由等に参考にすべきものがある。スウェーデンも「就労第一主義」といっても「就労を通じて社会保険の受給権を獲得することで生活保障を実現」し、「社会扶助は労働政策や社会保険を補完する役割」を果たしており、排除の論理をとっていない。ドイツは稼働能力の有無で制度を区分する方法や求職者基礎保障制度の柔軟性等、日本への示唆が興味深い。一方、自由主義レジームのイギリスはワークフェアが徹底し、雇用サイドに偏った公的扶助施策となっている。韓国でも最後のセーフティネットからもれる「死角世帯」が問題になっている。これらの「諸外国の経験を視野に入れる」論稿はわが国の生活保護バッシングを分析する上で必要な手続きであることがわかる。

紙幅の関係があり、「生活保護バッシング」をいかにのりこえていくか、を中心に述べたが、釧路チャレンジや埼玉県「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のデータ分析も今後のあり方に多くの示唆を投げかけている。これらが「生活保護における社会福祉実践は、如何に可視化・評価されるか」にもっと結びつくと、実践からの研究が発展すると思われる。本書を読み、多くの方々に一読を薦めるだけでなく、研究会（読書会）をやってみたらどうかと提案したい。

3) 岡本榮一監修 新崎国広、守本友美、神部智司編著 『なぎさの福祉コミュニティを拓く—福祉施設の新たな挑戦』

(大学教育出版、2013年5月)

宮田暢子 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程)

1. はじめに

「なぎさ」とは私たちがよく知る、海と陸の間に展開するエコロジカルな空間であり、何より生物にとって浄化、生成、休息、再生、進化の場となる、かけがえのない空間である。本書の題「なぎさの福祉コミュニティ」とは、そんな「なぎさ」を福祉施設内に設け、福祉施設と地域社会の人とひととが介する場となり、そしてその「なぎさ」という空間、場が持つ性格と機能を使って、福祉施設と地域社会との支え合い、すなわち地域社会との関係が育まれ「福祉コミュニティ」が展開されることを示している。

2. 本書の特徴

本書の特徴は、理論と実践との乖離が大きいと指摘されている社会福祉の研究において、本書は理論と実践の連なりを感じることができる点である。たとえば、①これまでの実践を基に「なぎさ論」という理論構築を試み、②実践事例を取り上げ、構築された理論「なぎさ論」の枠組みを用いて事例を検証するとともに、③実践現場でどのようになぎさ理論が展開されているかが紹介されている。また①および②は研究者と実践者ら、総勢19名によって執筆されており、協働参加型アクションリサーチによって生みだされた書といえよう。

3. 本書の構成

本書の構成は、2部構成である。第1部は理論編、第2部は実践編で、理論編は全8章、実践編は全5章で構成されている。以下でその内容を詳細に見ていこう。第1部第1章では「なぎさ論」の総論として、なぎさ論の定義や、なぎさが持つ性格と機能、そしてなぎさ創出の目的と指標等について書かれている。第2章から第8章までは、第1章のなぎさの性質や機能、目的と指標等の論点を補強する内容となっており、具体的には、第2章、福祉施設と地域社会関係について。第3章、施設の社会化など理論史。第4章、施設を開くことから生ずるリスクについてとそのリスクマネジメントについて。第5章、ボランティアコーディ

ネーションの問題等をアソシエーション論の視点から論じたもの。

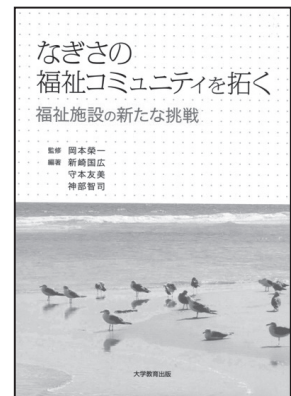
第6章、福祉施設が地域福祉を推進するために必要な「なぎさの福祉コミュニティ」を創る実践理論について4視点から検討。第7章、知的障がい者施設の実践を通したなぎさ論の

検証。そして第1部の終章、第8章では、なぎさ空間が果たしうる教育的な性格・機能を事例から紹介したものであり、第7章、第8章は後半部への架橋的な役割を担っている。

第2部は、後半部の序章にあたる第9章で、第2部実践編の全体の解説を。それに続く第10章から第12章までは、第10章、高齢者福祉施設。第11章、障がい者福祉施設。第12章、児童福祉施設と、それぞれの領域における、なぎさの展開実践事例が紹介されている。なお第13章では、これまでの領域ごとにおける実践事例紹介とは異なり、災害時の減災に向けた福祉施設と地域住民の「共助」のあり方の取り組みが紹介されている。

4. 本書の意義

本書の意義は、福祉施設と地域社会との関係づくりを進めてきた先駆的な実践事例から、実践を支える理論をも同時に学ぶことができる点である。2000年「社会福祉法」の改正によって、福祉施設は地域福祉を推進する役割が明確され、多くの福祉施設は、地域社会に対する福祉施設の役割をも新たに担うことを迫られた。社会福祉法の改正からはや13年余が経過したが、めまぐるしい社会状況の変化の中で、地域住民や福祉施設は互いをどのように支え合うか、その方法を模索しているのではないだろうか。また、地域住民と福祉施設とが互いに支え合いを実現してきた福祉施設においても、震災を機に改めて地域住民と共に互いの関係性を再考しているところもあるであろう。その



ような地域住民や福祉施設をはじめ、福祉施設と地域社会との関係性を問い直し、福祉施設と地域社会との関係性づくりをどのように展開するか、その方法と理論とを論じている本書は、大変意義深いといえよう。

5. 本書への要望

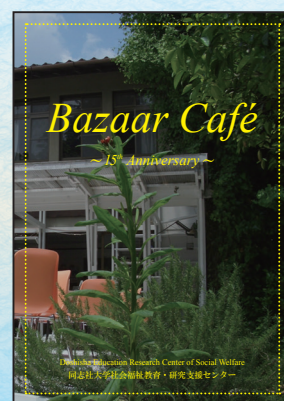
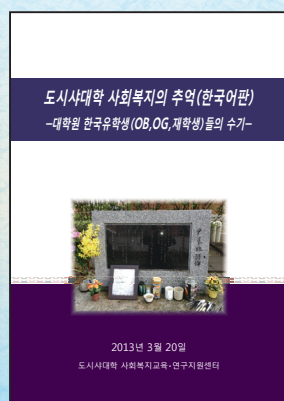
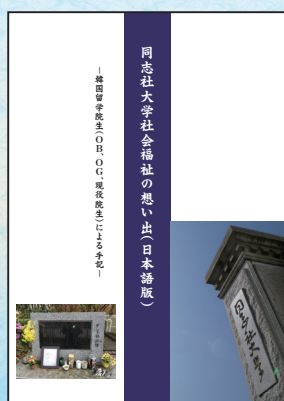
本来は論評とするところだが、これはどちらかと言えば評者の要望に近いと考えるので、要望として述べたい。1点目は、本書が福祉施設と地域社会との関係づくりに原点をおく書であるなら、地域住民に向けた章を記してもらいたかった点である。福祉施設と地域社会との相互の関係づくりに力点をおくのであれば、地域住民への働きかけは欠かせないものである。そうした章があれば福祉施設と地域社会との相互の関係づくりを語る書により近かったのではないだろうか。

2点目は、本書に2000年以降の施設社会化論に関する他論稿を加えてほしかった点である。監修者は本書において、これまでの研究を概観し「入所型福祉施設解体論の流れや、地域福祉論の中に

おいて『施設福祉』と『在宅福祉』を対立概念として捉える傾向が強かったため、地域福祉推進に入所型福祉施設が果たすべき役割や機能は十分に議論されてこなかった」としている。たしかに、1970年代後半の施設社会化論（第1の施設社会化論）においては、そのように施設福祉と在宅福祉が対立概念として捉えられる傾向が強かった。しかし近年、特に2000年以降、施設福祉と在宅福祉とを対立概念とはせず、地域福祉推進に入所型福祉施設が果たすべき役割についての論稿が散見される。監修者は「なぎさ論」を「第2の施設社会化論」と呼べるのではないかとしているが、その場合、前述した2000年以降の論稿の位置づけはどのように捉えればよいのであろうか。近年の新たな施設社会化論に関する論稿を踏まえたなぎさ論の展開が望まれる。

以上、評者の勝手な要望を付記したが、本書が福祉施設と地域社会との関係性を考える上で多くの示唆を与えてくれることに変わりはない。多くの読者に一読してもらいたい書である。

本号で紹介した2種類の小冊子



本号で書評を掲載した3冊の書籍